

埼玉県防犯指針

埼玉県

令和5年4月

目 次

埼玉県防犯指針について	1
学校等における児童等の安全を確保するための指針	3
通学路等における児童等の安全を確保するための指針	6
犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針	8
犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針.....	1 2
犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針.....	1 4
防犯カメラの設置と利用に関する指針.....	1 7

埼玉県防犯指針について

1 指針策定の主旨

埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号。以下「条例」という。）に基づき、「学校等における児童等の安全を確保するための指針」、「通学路等における児童等の安全を確保するための指針」、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針」及び「防犯カメラの設置と利用に関する指針」を定め、これらの指針に基づき防犯に配慮した環境整備を進めることにより、犯罪を起こさせにくい地域社会の実現に資するものである。

2 指針策定の根拠及び策定者

区 分	条例の根拠規定	策 定 者
学校等における児童等の安全を確保するための指針	条例第11条第2項	知事、県教育委員会及び県公安委員会が共同して策定
通学路等における児童等の安全を確保するための指針	条例第12条第2項	知事、県教育委員会及び県公安委員会が共同して策定
犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針	条例第14条第2項	知事及び県公安委員会が共同して策定
犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針	条例第16条第2項	知事及び県公安委員会が共同して策定
犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針	条例第18条第4項	知事及び県公安委員会が共同して策定
防犯カメラの設置と利用に関する指針	条例第19条第2項	知事及び県公安委員会が共同して策定

3 指針の概要

(1) 学校等における児童等の安全を確保するための指針

学校、専修学校高等課程、各種学校（外国人の児童、生徒及び幼児に教育を行っているもの）及び児童福祉施設の施設内において、児童等の安全を確保するための具体的な方策を定めたものである。

(2) 通学路等における児童等の安全を確保するための指針

学校等の児童等が通学、通園に利用している道路並びに児童等が日常に利用している公園及び広場等での児童等の安全を確保するための具体的な方策を定めたものである。

(3) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を目的に定めたものである。

(4) 犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針

住宅の新築、改修の計画・設計における防犯上の配慮事項等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を目的に定めたものである。

(5) 犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針

インターネットカフェ等の事業者に対する店舗における防犯上の配慮事項等を示すことにより、従業員等の安全を確保することを目的に定めたものである。

(6) 防犯カメラの設置と利用に関する指針

道路、公園その他の公共の場所の防犯カメラについて、設置及び利用の基準を示すことにより、防犯カメラの適切な運用を図ることを目的に定めたものである。

学校等における児童等の安全を確保するための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第11条第2項の規定に基づき、学校等における児童等の安全を確保するために必要な方策を示すことにより、学校等における児童等の安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象

ア 学校等

この指針における学校等は、次に掲げるものをいう。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校の高等課程、各種学校及び児童福祉施設

イ 児童等

この指針における児童等は、次に掲げるものをいう。

学校等に入所、通園、通学している乳児、幼児、児童及び生徒

(2) 指針の位置づけ

ア 県立学校の管理者は、この指針に基づき具体的方策の実施に努めるものとする。

イ 県立以外の学校を設置し、又は管理する者は、この指針を踏まえて具体的方策の実施に努めるものとする。

ウ この指針は、児童等の発達段階や学校等の実情に応じて防犯対策推進体制を整備し運用するものとする。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策

1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止

学校等の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）は、正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、必要に応じ、次のような対策の実施に努めるものとする。

(1) 出入口の限定、門扉の施錠

(2) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置

(3) 来訪者用の入口及び受付の明示

- (4) 来訪者に対する名簿の記入及び来訪証の使用の要請
- (5) 来訪者へのあいさつ・声かけの励行
- (6) 不審者の侵入に備えた危機管理マニュアルの作成
- (7) 学校等の敷地内及び周辺の定期的な巡回の実施

2 施設・設備の点検整備

設置者等は、不審者侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、学校施設等の安全点検日を設定し、次のような施設・設備の点検整備等に努めるものとする。

- (1) 門扉、フェンス、外灯、施設の出入口、窓、鍵等
- (2) 保育室、教室、職員室の配置等
- (3) 防犯警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯カメラ等の防犯設備
- (4) 死角の原因となる障害物等
- (5) 避難の妨げとなる障害物等

3 児童等に対する防犯教育の充実

設置者等は、児童等が犯罪被害に遭わないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を育成するため、防犯教育を計画的に実施するとともに、次のような取組に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時における防犯訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所、「子ども110番の家」等の周知
- (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法等の指導
- (4) 「地域安全マップの作成」等、地域社会の安全について、児童等が主体的に学ぶ防犯教室等の実施

4 保護者、地域及び関係機関・団体と連携した安全対策

設置者等は、保護者、地域及び関係機関と連携し、児童等の安全を確保するため次のような方策の実施に努めるものとする。

- (1) 地域、保護者、ボランティア等への学校等の敷地内及び周辺パトロールの依頼
- (2) 児童等の登下校時等における保護者、ボランティア等の見守り活動の実施依頼
- (3) 不審者に関する注意喚起の文書等の各家庭への配布、地域での掲示など、速やかな周知体制の整備
- (4) 警察官に学校等の周辺のパトロール及び学校等への立ち寄りの依頼
- (5) 不審者発見時の警察及び学校等への通報
- (6) 「子ども110番の家」の設置の拡大に向けた関係機関への働きかけ
- (7) 休日等における安全の確保

- ア 始業前、放課後、部活動等が行われる休日及び遠足等の活動（以下「休日等」という。）における防犯体制の整備
- イ 休日等の緊急連絡体制の整備

5 緊急時に備えた体制整備

設置者等は、学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて危機管理マニュアルを策定するものとする。また、地域及び警察署、消防署等の関係機関や団体と連携し、次のような方策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策に努めるものとする。

- (1) 教職員等の危機管理意識を高めるための研修・訓練の実施
- (2) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の保護者への連絡方法の決定
- (3) 近隣の学校等間における情報交換体制の整備
- (4) 学校等の内外における安全確保に関しての警察署及び消防署等への協力依頼
- (5) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合の緊急時における教職員の連携に基づく緊急体制（室内での監視、侵入阻止、排除体制等及び警察への通報、児童等の避難誘導方法）の確立
- (6) 警察署及び消防署等との連携強化による児童等の安全確保に関する情報交換
- (7) 学校等、県、市町村その他の関係機関及び団体間における情報連絡網の整備
- (8) 警察署及び消防署等の協力による、教職員、保護者等による防犯訓練、応急手当の訓練の実施

通学路等における児童等の安全を確保するための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第12条第2項の規定に基づき、通学路等における児童等の安全を確保するために必要な方策を示すことにより、通学路等における児童等の安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象

ア 学校等

この指針における学校等は、次に掲げるものをいう。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校の高等課程、各種学校及び児童福祉施設

イ 児童等

この指針における児童等は、次に掲げるものをいう。

学校等に通園、通学している幼児、児童及び生徒

ウ 通学路等

この指針における通学路等は、次に掲げるものをいう。

学校等の児童等が通園、通学に利用している道路及び児童等が日常に利用している公園、広場等

(2) 指針の位置づけ

この指針は、通学路等における安全の確保に係る基準等を示すものである。

(3) 指針の適用

この指針の適用に当たっては、法令、条例等との関係、通学路等の整備状況、住民の要望等を検討した上で対応するものとする。

(4) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策

1 通学路等における安全な環境の整備基準

通学路等の安全な環境整備の基準は、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」（「第2 道路に係る防犯指針」及び「第3 公園に係る防犯指針」）

によるものとする。

2 地域住民との連携

地域住民、事業者、保護者及び学校等の管理者は自治体及び警察と連携し、児童等の安全を確保するため通学路等において次のような方策の実施に努めるものとする。

- (1) 児童等の登下校時の見守り活動及び緊急時の保護活動その他児童等の安全確保のための活動等の協力体制の確立
- (2) 児童等に対する犯罪に関する情報の警察への通報、その他児童等の安全確保に関する情報伝達及び交換のシステム並びに情報の内容に応じた対策等の整備
- (3) 安全点検の実施及び危険箇所の改善に向けた取組の実施
- (4) 危険箇所、特に注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番、駐在所、子ども110番の家等を記載した地図の作成、配布等地域を挙げた児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組の実施

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第14条第2項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象

この指針は、県民の日常生活の場として利用される道路等を対象とする。

(2) 指針の位置づけ

この指針は、管理者や設置者が努力すべき道路等の防犯性の向上に係る計画、設計、改善及び整備上の配慮事項を示すものである。

(3) 指針の適用

この指針の適用に当たっては、関係法令等との関係、計画や設計上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。

(4) 施策の推進

この指針に基づく施策の推進に当たっては、県と市町村、県民及び事業者との連携及び協力の下に、地域住民が不安を感じる事案や道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から整備を図るよう努めるものとする。

(5) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

道路等で発生する犯罪を防止するため、次の3つの基本原則から防犯性の向上について検討し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 人の目の確保（監視性の確保）

多くの「人の目（視線）」を自然な形で確保し、犯罪企図者（注1）に「犯罪行為を行えば、第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより犯罪を抑止する。

- (2) 犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）
犯罪企図者の侵入経路をなくし、被害対象者（物）に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させる。
- (3) 地域の共同意識の向上（領域性の強化）
防犯のまちづくりを行う地区に対し、その住民等が「我がまち意識」を持ち、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動の活発化等を通して犯罪を抑止する。

第2 道路に係る防犯指針

道路において発生する強盗やひったくり等の犯罪を防止するため、安全な交通の確保の観点等から必要な範囲内において、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

- (1) 植栽の剪定や見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保
- (2) 防護柵や植栽等による歩道と車道との分離
- (3) 周辺住民が維持管理活動に参加できる機会の確保
- (4) 夜間における概ね3ルクス以上の平均水平面照度（注2）の確保
- (5) 地下道など犯罪発生の危険性の高い道路における、非常ベル、赤色灯、緊急通報装置等の防犯設備の設置
- (6) 路面にこぶのようなもの（ハンプ）を設置したり、車道を部分的に狭めたりすることなどによる、身近な生活道路における通過交通車両の交通量や速度の抑制対策の実施
- (7) 上記の事項を配慮した道路であることの標示

第3 公園に係る防犯指針

公園内で発生する犯罪や児童などへの声かけ事案等を防止するため、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

- (1) 植栽の適正な配置や剪定等による周囲からの見通しの確保
- (2) 遊具等の適正な配置による周囲からの見通しの確保
- (3) 周辺住民が維持管理活動に参加できる機会の確保
- (4) 夜間における照明灯等による概ね3ルクス以上の平均水平面照度の確保
- (5) 公園内への非常ベル、赤色灯、緊急通報装置等の防犯設備の設置
- (6) 公園内に便所を設置する場合の配慮事項
 - ア 周囲からの見通しが確保された場所への設置
 - イ 建物の出入口付近や内部における、概ね50ルクス以上の平均水平面照度（注3）の確保

ウ 個室等への防犯ベル等の設置

- (7) 上記の事項を配慮した公園であることの標示

第4 自動車駐車場に係る防犯指針

駐車場において発生する自動車の盗難や車内の金品の盗難等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

- (1) 植栽の剪定や見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保
- (2) 駐車場の外周のフェンス、柵等による周囲との区分
- (3) 見通しが悪く、死角が多い箇所へのミラーの設置
- (4) 駐車の用に供する部分における、概ね3ルクス以上の平均水平面照度の確保
- (5) 利用者への防犯に関する注意の呼びかけ
- (6) 管理人の常駐や巡回、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備の設置
- (7) 駐車場の出入口への自動ゲート管理システム等の設置や、管理人の配置による車両の出入りの管理

第5 自転車駐車場に係る防犯指針

駐車場において発生する自転車などの盗難等の犯罪を防止するために、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

- (1) 植栽の剪定や見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保
- (2) 駐車場の外周のフェンス、柵等による周囲との区分
- (3) 見通しが悪く、死角が多い箇所へのミラーの設置
- (4) チェーン用バーラック（注4）、サイクルラック（注5）等の設置による自転車の盗難防止対策の実施
- (5) 駐車の用に供する部分における、概ね3ルクス以上の平均水平面照度の確保
- (6) 利用者への防犯に関する注意の呼びかけ
- (7) 管理人の常駐や巡回、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備の設置

(注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2) 「概ね3ルクス以上の平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）」とは、人の行動を視認できる程度以上の照度をいい、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上のものをいう。

- (注3) 「概ね50ルクス以上の平均水平面照度」とは、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度をいい、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上のものをいう。
- (注4) 「チェーン用バーラック」とは、自転車駐車場に固定される金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車等の盗難を防止することができる。
- (注5) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第16条第2項の規定に基づき、住宅の新築、改修の計画・設計における防犯上の配慮事項等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象

この指針は、新築される住宅及び改修される住宅を対象とする。

(2) 指針の位置づけ

この指針は、住宅を設計し、又は建築しようとする事業者及び共同住宅を所有又は管理する者（以下「事業者等」という。）に対し、防犯性の向上に係る計画・設計上配慮すべき事項等を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 住宅の計画・設計に係る防犯指針

1 防犯性の向上のあり方

防犯性の向上に当たっては、建築関係法令等との関係、建築計画上の制約や経済性とのバランスに配慮しながら、建築上の対応や設備の活用等により、防犯上効果的な対策となるように計画・設計することが必要である。

また、個々の計画・設計により新築・改修された住宅及びその周辺における環境は、住民相互の防犯意識の向上や、関係機関・団体等の協力により、適切に維持管理し、防犯性の向上に努める必要がある。

2 配置計画

事業者等は、計画敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を踏まえて、見通しの確保及び防犯性の向上策を検討する。

3 各部位の計画・設計

事業者等は、各部位の計画・設計に当たっては、次のことに留意することが必要である。

なお、住宅所有者の自由と権利を制限することのないように配慮する。

(1) 共用通行部分（注1）の計画・設計

ア 周囲からの見通しを確保するようにする。

イ 照明は、その場所に応じ、適切な照度を確保するようにする。

ウ エレベーターは、非常時に、かご内から外部に連絡できるようにする。

(2) 玄関の計画・設計

ア 周囲からの見通しを確保するようにする。

イ 扉は、破壊されにくいようにする。また、こじ開けられにくいようにする。

ウ 扉の錠は、破壊されにくいようにする。また、解錠されにくいようにする。

エ 玄関付近の照明は、適切な照度を確保するようにする。

(3) 窓の計画・設計

外部からの接近が容易な住戸の窓は、侵入されにくいようにする。

(4) 屋外施設（注2）の計画・設計

ア 周囲からの見通しを確保するようにする。

イ 照明は、その場所に応じ、適切な照度を確保するようにする。

ウ 上方への足場とならないよう配慮する。

(注1) 共同住宅の廊下や階段など、居住者等が共同で利用する部分

(注2) 駐車場や駐輪場など、屋外に設置する施設

犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第18条第4項の規定に基づき、犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する必要な措置を示すことにより、店舗における従業員等の安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象

この指針は、個室を設け、当該個室において客に図書等（埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号）第3条第3号に規定する図書等をいう。）の閲覧を行わせる営業を行う者又はインターネットの利用を行わせる営業を行う者（以下「個室事業者」という。）が営業する店舗を対象とする。

(2) 指針の位置づけ

この指針は、個室事業者に対し、犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する必要な措置を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策

個室事業者は、店舗における従業員等の安全を確保するため、次の対策に努めるものとする。

1 店舗の安全対策

(1) 店舗管理者の選任

個室事業者は、店舗ごとに管理者（以下「店舗管理者」という。）を置き、店舗の安全管理及び従業員等に対する安全対策に努めるものとする。

(2) 責任者の指定

店舗管理者が不在となる時間帯においては、勤務中の従業員の中から責任者を指定し、従業員等に対する安全対策を講じさせる。

なお、責任者を指定する場合には、一定の経験を有する者を指定するよう配慮する。

(3) 店舗の防犯対策

ア 利用客の本人確認

個室事業者は、会員制度の導入又は利用者名簿の備付けにより、利用客の本人確認に努めるものとする。

なお、利用客の本人確認に当たっては、運転免許証等の写真付きの証明書の提示を受ける方法によって確認し、他人の成りすましに留意するほか、本人確認がとれない利用客については、入店させないように努めるものとする。

イ 防犯設備の設置

個室事業者は、店舗の防犯効果を高めるため、店舗出入口、受付、通路等の共用スペースにおける防犯カメラの設置のほか、利用客が扉を自由に施錠でき、かつ、壁及び扉で仕切られることにより外部から内部を直接視認することが困難である個室（壁又は扉に目隠しをすることが可能であるものを含む。以下「完全個室」という。）には緊急連絡用の通報装置（以下「非常通報装置」という。）を設置するなど、店舗内の安全対策に努めるものとする。

ウ 防犯設備の点検

店舗管理者は、防犯カメラ及び非常通報装置などの防犯設備について定期的に点検し、正常に作動していることを確認する。

エ 店舗の新設又は改修する際の留意事項

店舗を新設する場合、又は改修を行う場合には、完全個室における緊急事態に対処するため、外部から開錠ができる設備の整備等に努めるものとする。

(4) 留意事項等の掲示

個室事業者は、受付及び個室等の利用客から見える場所に、店舗内に防犯設備を設置していることなど、店舗における利用客の留意事項等を掲示するよう努めるものとする。

2 従業員の安全確保

(1) 責任者に対する指導

店舗管理者は、全ての責任者に対し、安全対策に関する店舗内の設備の整備状況、緊急時の対応要領について指導を行うものとする。

(2) 従業員に対する指導

店舗管理者及び責任者は、従業員に対し、次の事項について指導を行うものとする。

なお、新たに雇用する従業員に対しては、事前に安全対策に関する店舗内の設備の整備状況、緊急時の対応要領について指導を行うものとする。

ア 利用客への対応

利用客のいる個室には単独で入室することはせず、受付又は通路等の共用

スペースにおいて利用客の対応を行うものとする。

やむを得ず、利用客のいる個室に入室する場合には、複数人で対応を行うものとする。

イ 利用客のいない完全個室に入室する場合

利用客のいない完全個室に入室し、清掃及び機器の点検等を行う場合には、施錠して作業を行い、利用客の侵入防止に努めるものとする。

ウ 従業員同士の連携

利用客への対応及び利用客のいない完全個室へ入室する場合には、責任者又は他の従業員と連携するよう努めるものとする。

(3) 勤務状況の把握

店舗管理者及び責任者は、店舗内における従業員の勤務状況の把握に努め、従業員と一定時間連絡が取れない事態が起きないように努めるものとする。

3 対応マニュアルの策定

個室事業者は、店舗内において発生すると予測されるトラブル又は緊急事態に対し、従業員が的確に対応することができるよう、安全対策を定めた対応マニュアルの策定に努めるものとする。

防犯カメラの設置と利用に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第19条第2項の規定に基づき、道路、公園その他の公共の場所の防犯カメラについて、設置及び利用の基準を示すことにより、防犯カメラの適切な運用を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、県民等の人権を保護するために、防犯カメラの設置者に対して、その設置及び利用に関し配慮する必要がある事項を示すものである。
- (2) この指針は、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 道路、公園その他公共の場所における防犯カメラの設置及び利用に関する基準

防犯カメラの設置及び利用に関する基準は、次のとおりとする。

1 定義

(1) 防犯カメラ

この指針における防犯カメラとは、犯罪の防止を目的として設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。

(2) 防犯カメラの設置者

この指針における防犯カメラの設置者とは、次に掲げるものをいう。

ア 県

イ 市町村

ウ 商店街（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合並びに一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体）

エ 自治会、町内会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体及びその他の地域における団体）

オ 鉄道事業法（昭和61年法律92号）第3条第1項の規定により鉄道事業の経営について国土交通大臣の許可を受けた者

カ 県及び市町村から事務又は事業の委託を受けた者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 設置場所

この指針における防犯カメラの設置場所とは、不特定多数の者が自由に利用することができる場所であり、次に掲げるものをいう。

- ア 道路
- イ 公園
- ウ 広場
- エ 鉄道の駅の自由通路

2 設置者等が配慮する必要がある事項

防犯カメラの設置者は、次の点に留意し、防犯カメラの設置、利用及び画像（防犯カメラによって収集された映像及び防犯カメラによって収集された映像で記録されたものをいう。）の取扱いを適正に行うものとする。

- (1) 防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置について、現場において明らかになるよう適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため、防犯カメラの運用責任者を置くものとする。
- (3) 防犯カメラの設置者及び防犯カメラの運用責任者（以下「設置者等」という。）は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。
- (4) 設置者等は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報が、その他の防犯カメラの運用に従事する者により他に漏れることのないように、又は不当な目的のために使用されないように必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。
 - ア 県民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
 - イ 法令に基づく手続により照会等を受けた場合
- (6) 設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の安全管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。
 - ア 法令に基づく手続により照会等を受けた場合を除き、画像は必要な期間を超えて保存しない。
 - イ 保存期間の終了した画像は確実に消去する。
 - ウ 画像の記録された媒体は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所に保管する。
- (7) 設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情に誠意をもって対応するものとする。

- (8) 防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの管理、運用等に関する基準を策定し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めるものとする。

なお、防犯カメラの設置者が策定する防犯カメラの管理、運用等に関する基準に記載する必要がある事項を例示すると、次のとおりである。

- ア 防犯カメラの設置目的に関すること
- イ 防犯カメラの設置場所、撮影範囲に関すること
- ウ 防犯カメラの運用責任者その他の防犯カメラの運用に従事する者の指定に関すること
- エ 画像の取扱いの制限に関すること
- オ 画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の安全管理の措置に係る次の事項に関すること
 - (ア) 画像の保存期間
 - (イ) 画像の廃棄方法
 - (ウ) 画像の記録された媒体の保管
- カ 苦情処理に関すること
- キ その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

3 その他

この指針で規定されていない場所に防犯カメラを設置する場合及びこの指針で規定されていない設置者が防犯カメラを設置する場合においても、この指針の趣旨に則り、県民等の人権を侵害しないように努めるものとする。